

事務連絡
令和3年10月22日

各 都道府県 社会保障・税番号担当部（局） 御中
指定都市

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

マイナンバーカードの健康保険証の本格運用を踏まえたカード汚損等の場合における再交付申請の勧奨について

平素よりマイナンバーカードの交付に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

令和3年10月20日より、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が開始されたところですが、「マイナンバーカードの汚損等の場合におけるマイナンバーカードの再交付申請の勧奨について」（令和3年3月11日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）でお示ししたとおり、マイナンバーカードの券面の汚損等がある場合、照合番号（マイナンバーカードの券面に印刷された生年月日6桁、有効期限の西暦4桁及びセキュリティコード4桁の計14桁の数字をいう。）を読み取れず、健康保険証利用に当たり、券面事項確認アプリケーション（個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第1の5に規定する「券面事項確認アプリケーション」をいう。以下同じ。）を用いた顔認証ができなくなるおそれがあることから、当該カードの所有者に、マイナンバーカードの再交付申請を促すことを周知したところです。

今般、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用を踏まえ、改めて下記のとおり周知いたしますので、各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

事務連絡のとおり、券面事項確認アプリケーションのロックの解除手続き時に、医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったものであることを確認できた場合は、マイナンバーカードの汚損等によって、ロック解除後も健康保険証として利用できないおそれがあることから、当該カードの所有者に、マイナンバーカードの再交付申請を行うようお伝えいただきたいこと。

また、再交付申請に係る手数料の取扱い等については、事務連絡を参照されたいこと。

以上